

## 契約書(案)

委託者 いしかわ環境フェア実行委員会(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)との間に、次のとおり委託契約を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(事業の委託)

第2条 甲は、乙にいしかわ環境フェア2025開催業務(以下「委託事業」という。)の執行を委託する。

(委託事業の執行)

第3条 乙は、委託事業の執行に当たって、甲が作成する仕様書に基づき実施するものとする。  
2 前項の仕様書に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする、ただし、軽微なものについては、乙は甲が定める職員の指示に従うものとする。

(委託事業の実施期間)

第4条 乙が実施する委託事業の実施期間は契約締結の日から令和7年12月26日までとする。

(委託料)

第5条 甲は乙に対し、委託料として金 円(うち消費税及び地方消費税の額 金 円)を支払うものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(権利義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。  
2 甲は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の通知)

第8条 乙は、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせる際には、書面により委託又は請け負わせる内容及び相手方を甲に通知するものとする。

(特許権等の使用)

第9条 乙は、業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務内容の変更等)

第10条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(期限の延長)

第11条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲乙協議して定める。

(危険負担)

第 12 条 乙は、業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の責を負わなければならない。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、この限りでない。

(履行遅滞の場合における延滞金)

第 13 条 乙の責に帰する事由により、履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込があると認めたときは、甲は延滞金を付して履行期限を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ年 3 パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責に帰する事由により第 15 条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は、甲に対して年 2.5 パーセントの割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(検査及び引渡)

第 14 条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を甲に引渡すものとする。

(業務委託料の支払)

第 15 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して、業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、これを検討し、適当と認めたときは受領し、その日から 30 日以内に支払わなければならない。

(委託料の前金払)

第 16 条 乙は、金 円を限度として前金払を受けることができる。

2 前項の場合において、乙は甲へ委託料前金払請求書を提出しなければならない。

3 甲は、前項の規定により提出された委託料前金払請求書を受領したときは、その日から 30 日以内に、乙に委託料の前金払をしなければならない。

(暴力団等排除に係る委託契約解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

(1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相

当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。

- 3 第1項の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

#### (委託契約の解除及び違約金)

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- (1) その責めに帰すべき事由により、期限内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 正当な理由なしに契約締結後10日以内に業務に着手しないとき。
  - (3) 前各号のほか、乙が契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、業務委託料の100分の10の額を違約金として乙から徴収するものとする。
  - 3 第1項の規定により契約を解除されたときは、乙は、甲に対してその損害を求めることはできない。
  - 4 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は必要があるときは、既済部分の引渡しを乙に請求することができるものとする。この場合において、甲は、その既済部分に対する業務委託料相当額を支払うものとし、支払額は、甲乙協議して定めるものとする。
  - 5 前項の場合第15条の規定を準用する。

#### (秘密の保持等)

第19条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 乙は、成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

#### (個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

#### (契約不適合責任)

第21条 甲は、成果品が契約内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。
- 4 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

#### (疑義の決定)

第22条 この契約の条項又はこの契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙協議してこれを定めるものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和7年8月 日

委託者 いしかわ環境フェア実行委員会  
会長 成瀬 英之

受託者

## 別記

### 個人情報の取扱いに係る特記事項

#### (趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

#### (取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

#### (適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

#### (従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約に基づく事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

3 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元の契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。